

令和3年2月10日

仙台市長 郡和子様

NPO 法人禁煙みやぎ  
理事長 山本蒔子

### 勾当台公園へのJTと共同による喫煙所の設置に対する抗議

昨年10月頃から、勾当台公園の灰皿設置場所に、昼休みの時間帯になると周りの官公庁から来ると思われる喫煙者があふれ、公園が受動喫煙の場所になっている状態が続いています。

禁煙みやぎでは12月2日の勾当台公園に出向き喫煙者の周りで、タバコ煙のPM2.5を測定しました。その結果、環境省が定めているきれいな空気の基本である35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ をはるかに超えた、最高では130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の高い濃度になっておりました。公園に行くことによって、市民が望まない受動喫煙に暴露されていることは明らかになりました。そこで、市長 郡様には、その対策として、勾当台公園に設置されたままになっている3か所の灰皿を撤去するように2月4日に強く要望してきました。

ところが2月5日の河北新報によりますと、仙台市はJTと協力して、公園内に喫煙所を設置し、1年間状況がどのように変わるかの社会的実験をすることです。

地方公共団体がJTと協力して、喫煙所を設けることには、驚きを禁じえません。以下のような理由から、このような事はあってはならないことです。

①WHOの「たばこ規制枠組み条約」では、その第五条に、公衆衛生の施策に対して、タバコ産業からの寄付や提携を禁じています。したがって、仙台市の方法は国際条約に違反しています。

②日本禁煙学会では、喫煙所は三密になるために、新型コロナウイルスの感染防止のために喫煙所の閉鎖を勧告しています。それには喫煙者は新型コロナウイルスに感染しやすく、感染後に重症化するという科学的な根拠に基づいています。それを受けて日本中で多くの喫煙所が閉鎖されています。

③最近の報告では、PM2.5を吸い込むと新型コロナウイルスが体に入りやすくなることが分かりました。喫煙所を作れば、いくら換気をしても喫煙者はPM2.5を吸い込むことになり、感染リスクが高まります。

④改正健康増進法においては、屋外の公園等でも 受動喫煙のないよう配慮すべきとしております。公園等の屋外での喫煙を禁じる条項はありませんが、多数の人が出入りし、特に子供たちが遊ぶ公園も敷地内禁煙が望ましいと解釈されます。さらに多くの喫煙所ではタバコ煙が外に漏れて、受動喫煙が起こっています。

国際条約に違反して、有害であることが明らかなタバコの販売と消費を目的とする企業 JT からの申し出を唯々諾々と受け取り、公共の場に喫煙所を設置して、三密を避けられない環境の下に、新型コロナの感染リスクが高く、重症化リスクもある喫煙者に対して、マスクをはずして喫煙をすることを支援し、「止めたくても止められない」多くの喫煙者を タバコ消費に寄与させることは、何という暴挙でしょうか。このようなことが、喫煙者と非喫煙者の人権を守ることであるとしたり、とんでもない間違いです。

また、喫煙できる場所を設けることは決して喫煙者を減らさず、かえって増やすことに繋がります。新聞記事には「分煙」と書かれていますが、タバコ煙のような微粒子の「分煙」は不可能です。喫煙者の出入りの時に煙は外に流れ出します。喫煙者の衣服にも煙が付着します。喫煙所から排気された煙は当然公園内に流れます。パーティションや単なる仕切りでは、タバコ煙はさらに周辺流れ出すでしょう。これらは当然望まない受動喫煙を引き起こします。

宮城県民および仙台市民の健康のために 30 年近くも禁煙活動を行ってきた「NPO 法人禁煙みやぎ」の全会員が、今回の仙台市の判断に非常な怒りと危機感をいただいています。JT の思惑に乗せられた仙台市行政の誤った判断を即刻撤回して下さい。私達が要望しました公園の灰皿を撤去することによって、必ず喫煙者は減少するはずです。まずその事を実行して下さい。

もし、仙台市が撤回しない場合には、仙台市民の健康を守るために、今後、禁煙みやぎの賛助会員である、医療保健団体の宮城県及び仙台市医師会、歯科医師会、薬剤師会、宮城県結核予防会、宮城県看護協会、宮城県薬剤師会などや市民と共に、反対行動を展開するつもりです。また、私が副理事長をしております全国団体の日本禁煙学会にも呼びかけていく予定です。

以上から、仙台市が正しい判断をして、喫煙所を公園内に設置する計画を撤回して下さい。